

スウェーデンの先住民教育の現状と課題

The current situations and problems of education for indigenous people in Sweden

野崎 剛毅
Yoshiki Nozaki

はじめに

先住民をめぐるときの動きが近年活発化している(スチュアート 2009)。1950年代から60年代にかけて、北アメリカやニュージーランド、オーストラリアなどの移民国家において、先住民の権利を求める運動が本格化した。この動きは世界各地の先住民に影響を与え、1993年の「世界の先住民の国際年」、そして1995年から2004年にかけての「世界の先住民の国際10年」へと結実していった。

2007年には国際連合総会において「先住民の権利に関する国際連合宣言」が賛成143カ国、反対4カ国、棄権11カ国という圧倒的賛成多数で採択された。これは、先住民への差別を禁止し、その伝統・文化の保全・振興や地位の向上をめざすものである。

しかし、これらの動きは、反対の観点からみれば、現在においても抑圧された先住民の人々が世界中に多くいることを示しているともいえる。多くの国々において、先住民は社会的地位において不利な立場におかれていることが多い(伊藤 2007他)。このような先住民の社会的地位をめぐるときの問題のなかでも、教育に関する問題は重要である。教育達成とその後の経済的・社会的地位には強い相関があることが知られており、教育達成の向上は先住民の社会的地位向上に重要な役割を果たすことが期待されるからである。先述の国連宣言においても、第14条で、先住民が自らのやり方で教育を行う権利をもつこと、そして国家による教育を差別なく受ける権利をもつことがうたわれている。

第14条

1. 先住民は、自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。
2. 先住民である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。
3. 国家は、先住民と連携して、その共同体の外に居住する者を含め先住民である個人、特に子どもが、可能な場合に、独自の文化および言語による教育に対してアク

セス(到達もしくは入手し、利用) できるよう、効果的措置をとる。¹⁾

一方、わが国ではアイヌ民族をめぐる様々な論議がおこなわれてきた。古くから北海道地方を中心としたオホーツク地域に居住していたアイヌ民族は、1997年の「二風谷ダム裁判」の札幌地方裁判所判決でその先住性が認められたものの、政府からは一貫して先住民族としての認定を見送られてきた。しかし、日本が2007年の国連宣言に賛成票を投じると、2008年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院において全会一致で採択され、先住民族としての対アイヌ民族政策が検討され始めている。ただし、世界の先住民族の多くがそうであるように、アイヌ民族もまた、経済的、教育的に不利な環境におかれていることがわかっている(北海道環境生活部 2007、北海道大学アイヌ・先住民研究センター2009)。先述の国連宣言第14条にそくしてみれば、第2項にうたわれた「国家による教育を差別なく受ける権利」については、アイヌ民族であることを理由に教育の機会が奪われるという事はないため、機会の平等という点は保障されているものの、結果の平等という観点では保障が不十分な状態となっているといえる。

また、先住民族が独自の文化を基準にして教育をおこなう民族学校については、わが国においては全くといっていいほど機能していない。第1項の「自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で」教育を行う権利は、制度的な面で保障されているとはいいがたい。同様に第3項にうたわれる、独自の文化および言語による教育に対しアクセスできるような効果的措置についても、不十分な状況である。アイヌ民族から「アイヌ学校」を設立するむねの要望は出されているものの、実現への見通しは立っていないのが実情である。

そこで本稿では、先住民族との関係がわが国と似ており、かつ先住民族の教育に関し先進的な取り組みをおこなっていることで知られるスウェーデンの事例から、先住民族の教育保障のあり方を検討したい。スウェーデンには先住民族であるサーミの人々がおり、1977年という世界的にみて

も早い段階で先住民族の認定をおこなっている。教育に関してもサーミ学校を設置するなど、多くの取り組みをおこなっており、わが国の先住

表1 スウェーデン調査対象者

| 対象者 | 日程 | 場所 | 調査内容 |
|------------------|------|---------|-------------------------|
| サーミ議会広報官 E 氏 | 8/29 | キルナ | ・サーミの概要 ・サーミ議会について等 |
| サーミ学校長 I 氏 | 8/30 | キルナ | ・サーミ学校の概要 ・カリキュラム等 |
| サーミ学校長 B 氏 | 8/31 | ヨックモック | ・サーミ教育の概要 ・サーミ語について等 |
| サーミ教育局 H 氏 | 8/31 | ヨックモック | ・教育局の役割等 |
| サーミ工芸学校長 K 氏 | 8/31 | ヨックモック | ・工芸学校の概要等 |
| 教育省 SamS 担当官 W 氏 | 9/1 | ストックホルム | ・サーミ学教教育政策の概要等 |

民教育を考えるうえで参考になるだろう。

検討には、各種資料のほか、スウェーデンでおこなった聞き取り調査の結果も使用する。調査は2011年8月29日～9月1日におこなわれた。調査対象者は表1の通りである。本稿の構成は以下の通りである。まず第1節ではスウェーデンの先住民族であるサーミの紹介をおこない、また、第2節ではスウェーデンの教育制度を概観する。第3節では資料や聞き取り調査をもとに、サーミ学校の実態をみる。最後に第4節において、スウェーデンの先住民教育の課題をまとめたうえで、わが国の先住民教育のあり方を考察する。

第1節 スウェーデンの先住民族サーミ

「先住民族」に明確な定義は存在しない。これは、先住民族の定義を国際的に明確にすることで、正当に先住民族の地位を求められる集団がその定義からまれて疎外されることを防ぐためであるとされている。そのようななかで、先住民族に関する指標として多く使われるのは、「近代国家によって征服、併合された地域に住んでいた人々」というものである。また、スチュアート・ヘンリは先住民族の指標として「先住性」「非支配性」「歴史の共有」「自認」の4つを挙げている(スチュアート 2009)。このうち、「歴史の共有」と「自認」は先住民族に限らず民族全般の定義である。先住民族として特に重要なのは、「先住性」と「非支配性」であるといえるだろう。

近代国家による征服という観点で見た場合、それが最もわかりやすい形で表れているのはアメリカやカナダ、オーストラリア、ニュージーランドである。これらの国々は、イギリスやフランスからの移民が先住していた人々の土地を奪う形で建国をしたという明らかな歴史的経緯をもっている。そのため、征服者である白人と被征服者である先住民族という区別とその力関係が比較的明確である。

それに対し、スウェーデンや日本は事情が異なる。両者に共通するのは、近代国家として成立する以前から、現在のマジョリティである民族と先住民族とが接点をもっていた点である。現在のスウェーデン人は、8世紀ころにドイツ北部からヴァイキング活動の一環としてスカンジナビア半島へ移住した。しかし、サーミの人々はそれ以前、少なくとも今から2000年前にはスカンジナビア半島のほぼ全域に居住していたと考えられている。スウェーデン人が王国を形成し、勢力を北部へ拡大していく中で両者は出会うことになり、その関係は始まった。両者の関係は、アメリカやオーストラリアなどと異なり、明確な侵略によるものではなく、相互不可侵の関係が強いものであった。

スカンジナビア半島北方においてノルウェーとスウェーデンの勢力争いが激化すると、サーミ居住地にも両国の国境線が引かれることとなる。サーミの人々は国境を超えて遊牧をす

る権利が与えられたものの、結果としてサーミの居住地はノルウェー、スウェーデン、ロシア、フィンランドの4カ国に分割されていくことになる。

現在、サーミの人々は4カ国合わせておおよそ8万人いるといわれている(Regeringskansliet 2005)。ノルウェーが最も多く4万人で、スウェーデンには2万人が居住しているとされる。以下、フィンランドに6,000人、ロシアに2,000人である。スウェーデンにおいては、トナカイの遊牧がサーミにのみ独占的に認められているが、これに従事し伝統的な生活をしている者は1,500人程度しかおらず、多くはストックホルムやイエーテボリのような大都市に住んでいる。



図1 スウェーデン

スウェーデン政府は、キルナ (Kiruna)、ヨックモック (Jokkmokk)、イエリヴァーレ (Gällivare)、アルイエプログ (arjeplog) の4つの自治体をサーミ地域 (Sápmi) として認定している。これらの地域では、行政施設においてサーミ語の使用が認められており、サーミに重点的な施策がおこなわれている。しかし、サーミ地域とはいいつつも、サーミの人口割合は低く、最も割合の高いヨックモック市でも人口5,000人に対し500人と、10%程度である。

ただし、「サーミ」には明確な定義付けがあるわけではなく、自らがサーミであることを隠す者、あるいは自らがサーミであることを知らない者も多くいることが推測されるため、これらの数字も推測値でしかない。サーミ議会が選挙権の認定の際に使用する定義は、①「自分がサーミであるという確信があること」、②「サーミ語が話せること、もしくは親がサーミ語を話せること、もしくは祖父母がサーミ語を話していたこと」、の双方を満たすというものである。実際にはこれらの申請に基づき選挙委員会が調査をして選挙権の付与がなされることになる。2009年には7,800人がサーミとしてサーミ議会への選挙権をもつことになった。だが、この数はスウェーデンのサーミ推定人数の3分の1ほどでしかない。

サーミに関する、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの間の政策の比較もしておこ

う。これら3カ国は共通点も多いが、相違点も多くそれぞれに特色がある。先に見た通り、サーミ人口はノルウェーが最も多く、スウェーデンがその半数ほど、フィンランドがさらにその半数ほどとなっている。このうち、ノルウェーは比較的明確にサーミに対する同化政策を打ち出していた。それに対してスウェーデンは相互不干渉が原則であった。しかし、教育はスウェーデン語で行い、また、トナカイの遊牧をするトナカイ・サーミだけに特権をあたえたため、結果として他のサーミのスウェーデン社会への同化が進むことになった。フィンランドは中立的な政策を取り、サーミに対し何ら特権を与えなかった。これも、結果としては同化をすすめることになり、最終的にスカンジナビアのサーミたちの多くは、マジョリティ社会に溶け込んでいくことになったのである。

表2にみられるように、サーミを先住民として認定したのはスウェーデンが最も早かった。ノルウェーはスウェーデンから10年遅れて1987年、フィンランドはさらに8年遅れた1995年に先住民認定をおこなっている。ただし、先住民認定では遅れをとったものの、それ以外のサーミ政策ではノルウェーやフィンランドがスウェーデンの先をいった。サーミ議会を設置したのはフィンランドが1974年と最も早く、ノルウェーが1989年、スウェーデンが1993年であった。また、サーミ語の公用語化については、ノルウェーが最も早く1990年で、翌年にはフィンランドが続いた。スウェーデンはノルウェーから9年遅れている。サーミ学校は定義によって設置順に変化が生じる。サーミ語教育を公教育に取り入れたのはノルウェーとフィンランドが1967年、1970年とスウェーデンの先をいった。なお、ノルウェーのカウトケイノには唯一のサーミ人教師養成大学が作られており、北欧全土から学生を集めている。先

表2 3国間のサーミ政策比較

| | スウェーデン | ノルウェー | フィンランド |
|------------|---|--|----------------------------------|
| サーミ人口 | 約 20,000 人 | 40,000~50,000 人 | 10,000 人弱 |
| 対サーミ政策 | 分離。原則不干渉だが、教育はスウェーデン語。トナカイサーミを優遇したため、他のサーミが同化。 | 同化主義。 | 中立的。無関心とも。特権を認めなかったため結果として同化が進む。 |
| 先住民認定 | 1977 年① | 1987 年② | 1995 年③ |
| サーミ議会 | 1993 年③ | 1989 年② | 1974 年① |
| サーミ語公用語化 | 1999 年③ | 1990 年① | 1991 年② |
| ILO169 号条約 | 未批准 | 批准 | 未批准 |
| サーミ学校 | 1980 年にサーミ学校を管轄する行政局が独立。基礎学校のみでサーミ高校はない。 | 1967 年にサーミ語を基礎教育に導入。カウトケイノにサーミ人教師養成大学設置。 | 1970 年代にサーミ語教育が取り入れられる。 |

住民族の権利について強力に規定したILO169号条約は、3カ国のなかでノルウェーのみが批准している。

第2節 教育制度

スウェーデンは、義務教育である9年制の基礎学校(grundskola)と3年制の総合制高等学校(gymnasieskola)、そして大学(universitet)を基本とする単線型の教育制度をとっている。基礎学校はさらに3年ごとに初級学年(lagstadiet)、中級学年(mellanstadiet)、上級学年(högstadiet)の3段階にわかれており、初級学年と中級学年が初等教育に、上級学年が前期中等教育

にそれぞれ対応している。また、スウェーデン学校制度の特色として、基礎学校入学前の6歳児を対象に、一年間の六歳児学級(förskoleklassen)が設けられていることもあげられる。

学校教育法第1条では「六歳児学級、基礎学校、高等学校、ならにびそれらと同等レベルの学校形態、すなわち知的障害児のための養護学校、特殊学校、サーム学校」²⁾において教育をおこなうと規定されている。このうち、養護学校と特殊学校、そしてサーム学校はすべて国立であり、それ以外の学校は地方公共団体により設置運営されている。

スウェーデンの学校教育の大きな特徴としてあげられるのが、徹底した無償教育であろう。スウェーデンの学校においては、授業料のみならず、「現代の教育ではあたりまえとされている教科書、筆記用具その他の文房具」(学校教育法第4章「基礎学校」第4条他)や「学校給食」(同第4章第4条a)、さらに通学距離が長かったり、交通の状況が悪かったりする場合にはその通学費用までもがすべて無償である。

ただし、スウェーデンの学校教育は課題も抱えている。そのひとつに学力問題がある。2000年から3年ごとにOECDが行っている国際的な学力試験であるPISAの成績が年々低下していることが指摘されている。最新のPISA2009では読解力が497点で全65カ国中19位、数学的リテラシーが494点で26位、科学的リテラシーが495点で29位であった。順位だけでみると中位以上ではあるが、公表されているPISAの得点は平均点が500点となるよう調整されているため、すべての科目について平均点を下回ったことになる。ノルウェーやデンマークなどの北

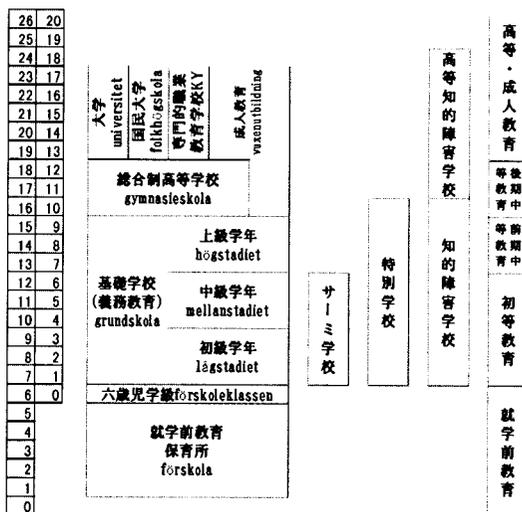


図2 スウェーデンの学校系統図

欧諸国の中でも下位であり、特に隣国フィンランドがPISAの成績によって世界でも有数の教育国の1つとして脚光を浴びたことは、スウェーデンの教育界に大きなショックを与えることになった。

第3節 サーミ学校

第1項 サーミ学校の歴史³⁾

スウェーデンにおけるサーミのための学校の歴史は古い。1632年にはキリスト教の宣教師が、サーミの司祭を養成するための学校を作ったことが伝えられている。18世紀にはキリスト教への教化を目的とした学校が作られ、サーミの子弟に対し神学の他、読み書きが教えられていたという。19世紀の半ばに教育制度が整備され、1842年には基礎学校が作られた。しかし、遊牧生活をしているサーミへの教育は十分ではなく、また教育の目的も、文化的に劣っているサーミの人々に教育を施す、というような同化的な側面をもっていた。

20世紀に入り学校改革がおこなわれると、1913年にはサーミのための学校である「ノマド・スクール」が設置された。これは、「サーミはスウェーデン人とは異なる民族であり、サーミらしくあるべきで、文化が混交していくことは望ましくない」という考え方から作られたものであった。

このサーミのための学校であるノマド・スクールは、多くの問題を孕んでいた。遊牧しているサーミの子弟はノマド・スクールへの入学が義務付けられ基礎学校への進学が閉ざされた。その一方で、同じサーミであっても遊牧生活をせず定住化した者はノマド・スクールへ入学することを許されなかった。また、サーミの文化を教えるという名目がありながら、授業にはスウェーデン語が用いられ、サーミ語はスウェーデン語を理解するための補助的な言語としてしか使われなかった。校舎も、サーミの伝統的なテントを模して作られたため、授業環境としては決して機能的ではなかったという。なお、このテント式校舎は1940年代には廃止されていくこととなった。

これらの分離的な教育政策は、特に2つの重大な問題をサーミの人々にもたらした。1つは、スウェーデン語教育の徹底により、サーミ語を使える者が極端に減っていったことである。また、学校や社会でのサーミ語使用が抑圧されたことで、サーミ語を使用する場は家庭内にほぼ限られることとなり、多くの語彙が失われることになったという。もう1つは、サーミ間の分裂である。この時期に作られたサーミ関連の法律は遊牧をしているサーミしか対象にしていなかったため、サーミ=トナカイ・サーミという意識を広めていくことになった。これにより、遊牧をしていない多くのサーミがスウェーデン文化への同化を余儀なくされた。

これらの問題点にはサーミ側も早くから気づいており、ノマド・スクールの設置からわず

か5年後の1918年にはサーミの集会においてノマド・スクールを批判する声が上がっていたという。

1962年になると制度が変わり、ノマド・スクールも選択制になった。その後、1980年にはサーミ学校を管轄する教育局が独立し、また1993年にサーミ議会が成立することでサーミの教育をサーミの手でおこなえる体制が作られていくことになる。

第2項 サーミ学校の概要

サーミ学校はすべて国立であり、制度的には教育省(Utbildningsdepartementet)の管轄に置かれている。

実際に学校を統括、運営しているのはサーミ教育局(Sameskolstyrelsen=SamS)であり、ヨックモックに事務局を置いている。SamSは、サーミ教育の質の向上をめざして作られた組織であり、キルナに事務局を置くサーミ議会(Sametinget)によって委員を指名される。サーミ学校の運営に関わるほか、関係職員の雇用やサーミ語教材の開発などもおこなっている。

前節で見たように、サーミ学校は学校教育法第1条に挙げられた、わが国でいう「一条校」のひとつである。その教育目的は、学校教育法第8章第1条第1項に「サーメ民族の児童にサーメ民族のための教育を基礎学校の第六学年まで提供すること」と明記されている。より具体的には、「義務教育学校、六歳児学級ならびに学童保育所のための教育課程」により、「サーメ学校修了時点で、すべての児童生徒が」「サーメの文化遺産に親しんでいる」こと、そして「サーメ語で話し・読み・書くことができる」ようになることが到達目標として設定されている。このことは、サーミ語だけを学び、スウェーデン語を捨てることを意味しているのではない。サーミ学校では社会や理科の時間を少しずつ調整することにより、スウェーデン語に加えてサーミ語学習の時間が設けられている。最終的にはすべての児童が、スウェーデン語とサーミ語を同じように使えるようになることを目指している。

サーミの文化や言語を学校で教えるために重要なのは教員である。サーミ学校の教員採用は校長に権限が与えられている。キルナのサーミ学校長I氏によると、採用の基準は第一に教員免許を持っていることであり、第二にサーミ語の能力があることであるという。しかし、サーミ語の能力を持つ教員の数は極端に少なく、そのため、学童などで子どもと接した経験がある場合は、教員免許を持っていなくてもやむを得ず採用することがある。この場合は、単年度の雇用となる。

サーミ学校は全国に6校設置されていた。しかし、近年児童の減少によりLannavaaraにあった一校が廃止された。現在はカレスアンド(Karesuando)、キルナ(Kiruna)、イェリヴァーレ(Gällivare)、ヨックモック(Jokkmokk)、ターナビー(Tärnaby)の5校となった。

表3 サーミ学校と児童数

| 地域 | 就学前 | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 計(1～6年生) | 計(就学前含む) |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|----------|
| Karesuando | 7 | 4 | 0 | 11 | 3 | 8 | 5 | 31 | 38 |
| Kiruna | 10 | 9 | 3 | 2 | 5 | 3 | 2 | 24 | 34 |
| Gällivare | 9 | 6 | 3 | 6 | 9 | 3 | 2 | 29 | 38 |
| Jokkmokk | 16 | 13 | 8 | 11 | 4 | 6 | 7 | 49 | 65 |
| Tärnaby | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 6 | 7 |
| 計 | 43 | 33 | 14 | 31 | 23 | 21 | 17 | 139 | 182 |

かつてのノマド・スクールと異なり、これらのサーミ学校へ通うことは強制ではない。そのこともあってか、これらの学校に通う児童は、5校合わせて139人と決して多くはない。最も多いヨックモックでも49人であり、ターナビーにいたっては6人だけである。ただし、近年民族意識が徐々に高まってきたこともあり、キルナやヨックモックでは希望者が増えている。キルナのサーミ学校では問い合わせの数に対して設備や教員数などの受け入れ体制が整っておらず、校舎の増築が終わるまで入学に制限をかけている状況であるという。児童の通学範囲も広範囲にわたっており、70kmの道のりをタクシーで通っている児童もいるという。

入学資格についても見ておこう。制度上、サーミ学校へはサーミしか入学できないというわけではない。教育省のW氏によると、過去にロシア人が入学した記録があるという。しかし、入学の決定権はSamSと各校長にあるため、現状では入学者のほとんどがサーミ子弟である。



図3 キルナのサーミ学校



図4 ヨックモックのサーミ学校

第3項 サーミ学校以外のサーミ教育

サーミ学校は6年制であり、基礎学校上級学年以上にはない。また、サーミ学校が設置されているのはサーミ地域の5都市だけであり、サーミ人口が最も多いと言われているストック

クホルムを始めとする、南部の大都市に住むサーミには通にくい。基礎学校上級以上の教育ニーズや大都市圏での教育ニーズに、スウェーデンはどのように応えているのだろうか。

サーミ学校で6年間学んだ児童は、地域の基礎学校上級学年へ進学し、多くはそのまま地域の高等学校へいくことになる。その際、サーミ学校の卒業生たちは全員が同じグループとしてサーミクラスを編成し進学できるようになっている。これにより、学んだサーミ語や文化を維持することができるという。また、ヨックモックにはサーミ語で授業を受けられるクラスをもった高校が設置されている。

さらにその上の大学については、ウメオ大学 (Umeå universitet) やウプサラ大学 (Uppsala universitet)、ルーレオ工科大学 (Luleå tekniska universitet) にサーミ語やサーミ文化を学ぶ学科が設置されている。特にウメオ大学サーミ語コースへは2010年度に367人が進学した。ただし、ルーレオ工科大学の当該コースへの進学者は一人もいなかったようである。その他に、スウェーデン国外ではあるもののノルウェーのカウトケイノ (Kautokeino) にはサーミ大学 (Sámi Allaskuvla) が設置されている。ここは、サーミ語の研究だけでなく、新聞学科、工芸科、教育学科が設置され、ノルウェーの他にも広くスウェーデンやフィンランド、ロシアからサーミの学生を受け入れている。特に、ここは世界で唯一サーミ語の教員を養成する課程を持っていることでも知られている。

サーミ学校のない地域のサーミ子弟については、スウェーデンの少数言語保護のための制度が利用できる。スウェーデンにおいては、一つの学校に同じ母語をもつ者が5人いた場合、母語教育をおこなうクラスを開講しなければならないという決まりがある。サーミの人々もこの制度が使えるため、5人集まることができれば、サーミ語の授業をうけることができるようになっている。

第4節 先住民教育の現状と課題

第1項 スウェーデンの先住民教育の課題

ここまで見てきたように、スウェーデン政府はサーミの人々の教育に対し手厚い保護と自由を与えている。サーミの人々は自身の教育について、サーミ議会とSamSを通して自ら決定することができる。サーミは自らの意思で、子どもをサーミ学校に通わせることもできるし、基礎学校へ通わせることもできる。中等教育をおこなうサーミ学校がないことは、近隣の国々と比較して不十分な点であるかもしれないが、それもサーミのグループによるクラス編成などによってカバーしようとしている。自由度や保障の手厚さにおいて、スウェーデンの先住民教育はわが国から見ても参考にできる点が多いといえるだろう。

ただ、スウェーデンの先住民教育も決して万全というわけではない。いくつか課題をまと

めておこう。

教育省のW氏は、サーミ教育について4つの課題点を挙げている。第一に、教員不足である。サーミの教員免許取得者も多くいるものの、彼ら自身サーミ文化に精通しているわけではなく、また、必ずしも彼らがサーミ学校への赴任を希望するとは限らない。現在ではサーミ語話者やサーミの伝統工芸などに熟達した者に期限付きで教員になってもらっているものの、熟達者がそもそも少ないなかで、これらの技量を持った教員の確保は大きな課題である。

第二に、サーミ学校の運営コストが挙げられる。高福祉社会として知られるスウェーデンではあるが、近年は様々な分野において予算不足が深刻化してきている。このようななかで、通学者数が必ずしも多くないサーミ学校を維持していくことは経営的にみて難しいものがある。サーミ学校の運営経費は国と地方公共団体が50%ずつ負担しているが、どちらにとっても大きな負担であることにはかわりがない。

二点目の課題と関連して、第三に、W氏の言葉を借りれば、スウェーデンの国民病としての「ねたみ病」から、先住民族という特別な立場にあるサーミが様々な点で優遇されることに対する批判が少なからずあるという。これは、マジョリティであるスウェーデン人からのものだけではなく、先住民族以外の少数民族や移民からのものもある。そもそも、アフターマティブ・アクションに、このような批判はつきものである。2010年の総選挙では反移民をかかげる極右政党が躍進を遂げるなど、社会の右傾化が指摘されるなかで、サーミに対する「優遇」への批判は今後強まっていく可能性がある。また、サーミに対する権利を巡っても困難が生じている。ヨックモックのサーミ学校長B氏は、サーミ議会ができ、権利が確立して以降、漁業権などの権利を得るだけのためにサーミを名乗る者が増えてきたことに危機感を持っている。彼らはサーミ語を話すことができず、またそのための苦勞もしようとしていないという。限られた土地と資源をどのように分けていくかも、サーミ側からみた課題であるといえる。

第四に、先住民教育に使用する教材が少ない点が挙げられる。先に見たように、SamSiはその重要な仕事のひとつとしてサーミ教材づくりに力を入れている。また、地方省を中心として、先住民族の知識を応用した算数教材、食育教材の開発が国際的なレベルで進んでいる。しかし、それでもなお教材自体は不足しており、サーミ語の授業なども担当教員が自ら作成した資料を用いておこなわれているのが実情である。この背景には、教科書出版社にとってサーミ教材の作成が儲かるものではないということもある。

サーミ議会のE氏やヨックモックのサーミ学校長B氏は、サーミ内部の差異が無視されていることを課題として挙げる。言語系統としてはフィンランド語に近いサーミ語には、分類

方法にもよるがおおよそ10種類の方言が存在する。このうち、最も話者が多いのは北サーミ語であり、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの3カ国にまたがって話者がいる。スウェーデン国内でも北サーミ語話者がおおよそ6,000人と最も多い。その他、ヨックモック周辺にルレ・サーミ語話者が、また、スウェーデン中部のイェムトランド地方周辺には、南サーミ語話者がそれぞれ存在する。このうち、北サーミ語とルレ・サーミ語は文法や単語などにも似たところがあるという。それに対し、南サーミ語の文法や単語は、他の2つと比べて異なる点が多い。

このように、「サーミ」といっても使用する方言によって一様ではない。また、容姿も方言によって異なるという。しかし、スウェーデンのサーミ学校で教えられているのは北サーミ語である。児童の中にはルレ・サーミ語の話者や南サーミ語の話者もいるが、そこまで手が回る状態ではないという。これは、スウェーデンのサーミ学校が抱える大きな課題の一つといえるだろう。

北サーミ語以外のサーミ語は危機に直面しているものも多い。実際に、東サーミ語の一つであるアッカラ・サーミ語は、2003年に最後の話者が死亡したことにより絶滅した。スウェーデン国内でも話されている南サーミ語も、現時点で話者が500人ほどしかおらず、さらにその話者たちが広い範囲に分散して住んでいるため、絶滅の危機にあるとされている。2010年にはエステルズンド(Östersund)に、南サーミ語の保護を目指してサーミ語センターが作られた。少数の方言を保護する点でも、サーミ学校における北サーミ語以外の教育は重要な意味をもってくる。

なお、はじめに触れたとおり、世界的にみて先住民は、マジョリティの民族と比較して教育達成が低いことが多い。この点について、スウェーデンの実態を聞き取り調査のなかで確認しようとしたが、できなかった。サーミ議会のE氏は、大学進学率などのようなサーミに関する基礎的な統計が不足していることを、サーミ全体の課題として指摘している。

第2項 日本の先住民教育のために

最後に、わが国における先住民教育を考える際に、スウェーデンの先住民教育からみえてくる点をまとめておこう。

アイヌの民族学校の可能性を検討する際に、民族学校を作ったとしても、学歴社会である日本において民族学校への進学が不利に働く可能性があることや、アイヌ語を学んだとしても実益がほとんどなく、それならば英語などの外国語を学んだ方がよいといった指摘がなされることがある。

これらの問題点に対しスウェーデンでは、サーミ学校への進学を選択制とすることで一つ

の解決策を示しているといえる。スウェーデンにおいても、サーミ学校がスタートしたころには、サーミやサーミ語は消えゆくものと考えられ、いまさら学んでどうなるのかという意見があったという。その後の実践や、EU条約を始めとする国際的な先住民保護意識の高まりのなかで、徐々にサーミの人々の中にもサーミであることに誇りを持ち、カミングアウトしていく人が増えていった。このように、意識を持つ人々が、先住民学校を利用するという選択ができる状態を作っておくことは重要である。

また、サーミの人々の柔軟さもまた、サーミ学校が成功を取めていることの一つの理由ではないだろうか。サーミ議会のE氏によると、サーミ議会はスウェーデンからの独立を目指しているわけではなく、サーミの文化も時代の変化や他の文化からの影響で変わっていくと考えている。過去の姿に戻すことはできないし、それを目指してもただの博物館になってしまうことを意識している。かつて、コンピュータを使用するサーミはサーミといえるのかという議論があったという。現在では多くのサーミがインターネットを使い交流をしている。このように、サーミになかったものを文化の中に取り入れていく柔軟さをサーミの人々もっている。このような意識は、「民族学校」というものを、肩肘を張った重い存在にせず、数ある選択肢のなかのひとつとして利用していく下地になっていると考えられる。

ただし、スウェーデンの取り組みをそのまま日本に持ってくるということはもちろんできない。それは、よく指摘される高福祉国家であるスウェーデンと日本の財政上の問題だけを指すのではない。

学歴社会への対応に関しては、スウェーデン、日本両国間における高等教育のあり方の違いを指摘しなければならない。大学進学者の多くが高等学校卒業後数年以内の者であるわが国においては、中学校や高等学校での学習内容が、教育達成に直接大きな影響を与えることになる。それに対し、スウェーデンでは、高等学校卒業後、いったん就職などをしてから大学へ戻る者が一定数いる(是永 2009)。また、成人教育の制度も整っており、いつでも学校へ戻るができるリカレント教育が保障されている。

また、言語教育についても、スウェーデンではそもそも国民の多くが、スウェーデン語の他に英語をあやつるバイリンガルであることに注目できる。サーミの子弟に関しては、スウェーデン語、サーミ語と英語という3つの言語の取得をめざしているのである。わが国における、アイヌ語より英語をとという指摘は、ここでは通用しない。もちろん、言語の性質の違いなどは加味されるべきであろう。しかし、言語教育自体の見直しは、先住民の言語教育を考えるうえでも必要となってくる。

註

- 1) 訳は市民外交センターによる。http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf
- 2) スウェーデンの法律については二文字理明編訳(2011)を参考としている。なお、本訳書においては「サーミ」を「サーメ」と表記している。
- 3) この項は、サーミ議会E氏、サーミ学校長のI氏、B氏への聞き取り調査とSamSのHPをもとに構成した。

参考文献

- ヘンリ、スチュアート、2010、「先住民の歴史と現状」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社、16-37.
- 北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2009、『2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書 現代アイヌの生活と意識』北海道大学アイヌ・先住民研究センター.
- 北海道環境生活部、2007、『平成18年北海道アイヌ生活実態調査報告書』北海道環境生活部.
- 伊藤泰信、2007、『先住民の知識社会学』世界思想社.
- 是永かな子、2009、「スウェーデンの教育の特徴」村井誠人編『スウェーデンを知るための60章』明石書店、256-261.
- 二文字理明編訳、2011、『ノーマライゼーション思想を源流とするスウェーデンの教育と福祉の法律』櫻井書店.
- Regeringskansliet, 2005, the sami-an Indigenous People in Sweden, Regeringskansliet.
- 山川亜古、2009、「先住民族サーミの人々」村井誠人編『スウェーデンを知るための60章』明石書店、61-67.

付記：本論文は、平成23～26年度の日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究B）（研究課題「先住民族の教育実態とその保障に関する実証的研究」、研究代表者・野崎剛毅、課題番号23330247）にもとづく研究成果である。